

下水道使用料の改定について

(上下水道事業運営審議会)

令和8年7月8日
東御市上下水道課



1 諮問事項

●ご審議いただきたい諮問内容

No	内容	具体的な論点
①	使用料改定率	使用料改定率は適正か ⇒使用料改定率は、約10%です。
②	料金体系	基本料金、超過料金の設定は適当か ⇒現在の料金体系を維持したまま、基本料金と超過料金を、それぞれ約10%を目安に改定したいと考えています。
③	改定時期	時期は妥当か ⇒令和9年4月請求分から改定した料金を適用したいと考えています。



2 なぜ、下水道使用料の改定が必要なのか

●下水道処理場の運転管理費用の増加

令和8年度から、年間3,000万円以上増加

⇒契約者1人・1か月あたりに換算すると、225円以上の増加となります。

●電気代、燃料費等の上昇

下水道施設の動力費、汚泥の運搬費・処理費等の増加

⇒物価上昇率が直近の3年間に『0.6%』から『1.1%』に上昇

※中長期の経済財政に関する試算（内閣府）『消費者物価上昇率 過去投影ケース』

令和5年1月24日経済財政諮問会議提出：0.6%

令和8年1月22日経済財政諮問会議提出：1.1%

●経費支払・料金収納手数料の増加

無料だった支払・収納に係るシステム利用料の有料化

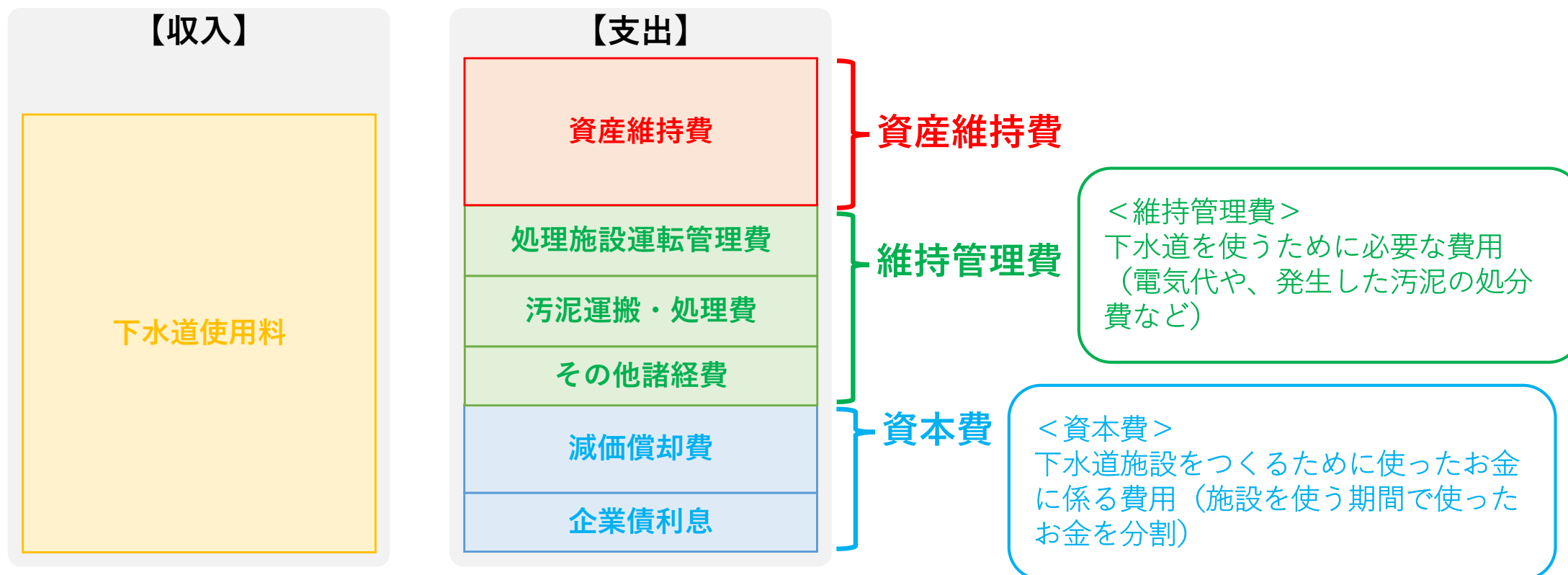
金融機関、コンビニ収納手数料単価の上昇

これまで、人口減少社会に向け、使用者の負担が増加しないよう統廃合事業や、包括的民間業務委託、計画的な施設改修等により経費を縮減してきましたが、物価上昇等による経費の増加が著しく、経営努力や改善だけでは下水道を維持していく経費を賄うことが難しい状況です。



3 下水道使用料で賄う下水道を維持していくために必要な費用

下水道環境を維持していくためには、下水道使用料で、下水道を維持していくために必要な費用である『資本費』、『維持管理費』、『資産維持費』を賄わなければなりません。



<資産維持費>

将来の施設更新に必要な費用

⇒更新時は、新設当時よりも高機能化(耐震化等)や、物価上昇等による費用の増大が見込まれます。

資産維持費は、中長期の更新計画に基づき、現役世代と将来世代の使用者負担が公平となるよう、この増大分に対する単年度あたりの費用を算出したものです。



4 下水道使用料改定率(目安)の算出

公益社団法人日本下水道協会から出版されている

『下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版』を参考に下水道使用料改定率(目安)を算出

$$\begin{aligned}\text{下水道使用料改定率(目安)} &= \frac{\text{資本費} + \text{維持管理費} + \text{資産維持費}}{\text{下水道使用料収入}} \\ &= \frac{22\text{億}4,695\text{万}3,000\text{円}}{20\text{億}3,678\text{万}8,000\text{円}} \\ &= 1.10318\cdots \\ &\Rightarrow 10.3\%\end{aligned}$$

※下水道使用料収入、資本費、維持管理費、資産維持費は、算定期間5年間の合計金額です。

※資本費は、国の基準に基づき、公費負担する(税金で賄う)ことができるため、最大限公費で負担する。

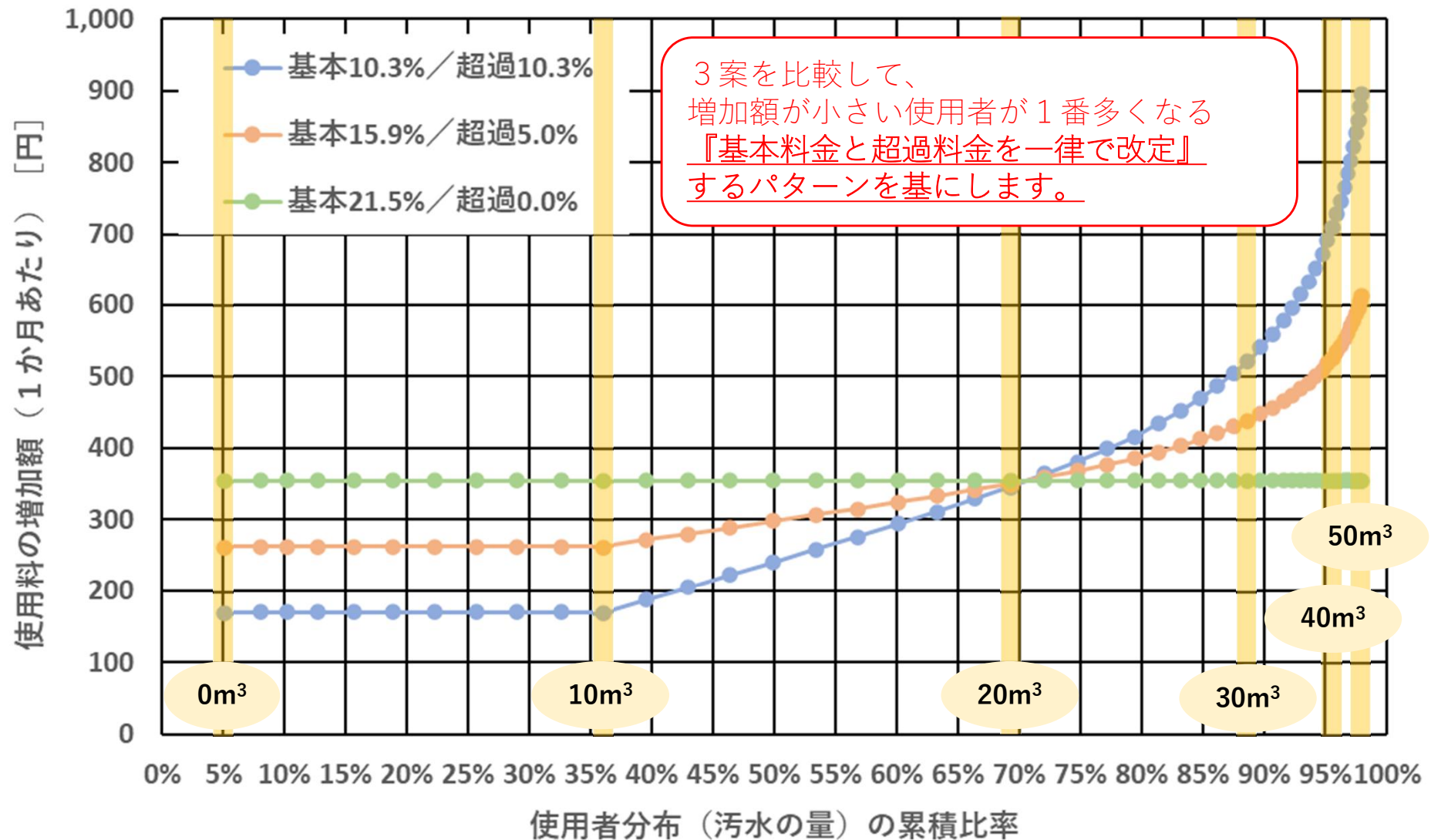




5 下水道使用料改定パターンの検討

<条件>

- ① 下水道使用料改定率が約10.3%となるように料金表を改定する。
- ② 料金体系（基本水量、超過料金の区画）は変更しない。





6 改定後の基本料金と超過料金(案)

<基本料金>

汚水の量 [基本水量]	改定前 [1か月あたり]	改定後 [1か月あたり]	差額	改定率
10m ³ まで	1,500円 (1,650円)	1,640円 (1,804円)	140円 (154円)	9.3%

<超過料金>

汚水の量	改定前 [1m ³ あたり]	改定後 [1m ³ あたり]	差額	改定率
10m ³ を超え30m ³ まで	155円 (170.50円)	171円 (188.10円)	16円 (17.60円)	10.3%
30m ³ を超え50m ³ まで	165円 (181.50円)	182円 (200.20円)	17円 (18.70円)	10.3%
50m ³ を超え100m ³ まで	175円 (192.50円)	193円 (212.30円)	18円 (19.80円)	10.3%
100m ³ を超える分	190円 (209.00円)	209円 (229.90円)	19円 (20.90円)	10.1%

※表中のカッコ内の金額は税込額

※改定率が10.3%を超えないよう端数調整を行っているため、改定率が10.3%とならないものがあります。

※本料金を適用した場合の使用料改定率は、9.8%（約10%）となります。



7 改定後の料金早見表

(税込)

汚水の量 (1月あたり)	現行使用料 (1月あたり)	改定後使用料 (1月あたり)	増加額 (1月あたり)	使用者分布 累積比率
0m ³	1,650円	1,804円	154円	5.1%
10m ³	1,650円	1,804円	154円	36.0%
20m ³	3,355円	3,685円	330円	69.2%
30m ³	5,060円	5,566円	506円	88.6%
40m ³	6,875円	7,568円	693円	95.5%
50m ³	8,690円	9,570円	880円	97.9%
60m ³	10,615円	11,693円	1,078円	98.7%
70m ³	12,540円	13,816円	1,276円	99.0%
80m ³	14,465円	15,939円	1,474円	99.2%
90m ³	16,390円	18,062円	1,672円	99.3%
100m ³	18,315円	20,185円	1,870円	99.3%



8 公衆浴場、一時使用の料金(案)

①公衆浴場の料金については、次のとおり改定します。

【算出式】

現行料金(税抜) × 1.103(10.3%改定) ※小数点以下四捨五入

公衆浴場 : 35円 × 1.103 = 38.605円 ÷ 39円(税抜) ※ 42.90円(税込)

用途	改定前 [1m ³ あたり]	改定後 [1m ³ あたり]
公衆浴場	35円 (38.50円)	39円 (42.90円)

※表中のカッコ内の金額は税込額

②一時使用の料金については、

使用実績がなく、今後も使用が想定されないため、廃止とします。

- 使用料改定率は、約10%とする
⇒料金表から試算した使用料改定率は9.8%

- 料金表は次の表のとおりとする
⇒消費税等を賦課した基本料金に1円未満の端数が生じないように端数調整

料金 用途	基本料金		超過料金	
	汚水の量	金額	汚水の量	金額(1m ³ につき)
一般用	(5m ³ まで)	(902円)	(5m ³ を超え10m ³ まで)	(188.10円)
	10m ³ まで	1,804円	10m ³ を超え30m ³ まで	188.10円
			30m ³ を超え50m ³ まで	200.20円
			50m ³ を超え100m ³ まで	212.30円
			100m ³ を超える分	229.90円
公衆浴場	1m ³ につき	42.90円		

- 使用料改定時期は、令和9年4月1日とする
⇒令和9年4月請求分（令和9年2、3月使用分）から適用

項目	時期等
下水道使用料改定について（諮問）	本日
下水道使用料改定について（答申）	7月29日（水）
東御市公共下水道条例の改正議案上程	東御市議会9月定例会
改定した下水道使用料の適用	令和9年4月請求分より

※下水道使用料改定について（審議会意見集約シート）への記入と提出をお願いします。